



卷末資料

策定計画

		策定本部		審議会	
2023（令和5）年					
12月	18日		○ 策定方針の検討		策定方針
	26日			○ 策定方針の検討	
2024（令和6）年					
1月	16日	市議会議員全員協議会（パブリックコメント）			
	22日	策定方針 ・パブリックコメント募集（1/22～3/11）・18人、54件 ・住民自治協議会へ照会			
2月					
3月					
4月	18日		○ 策定方針の検討		
5月	1日	策定方針の確定			検討
	8日	策定方針を市議会へ報告			
6月					
7月	18日		○ 合併後 20 年の振り返り計画の考え方検討		
8月	5日	伊賀市総合計画審議会へ諮問		○ 基本的な考え方	
	7日		○ 施策・基本事業検討		
8/23～9/6			○ 各課ヒアリング		
9月					
10月	1日		○ 計画の体系検討 施策・基本事業検討		○ 合併後 20 年の振り返り計画の体系検討
	30日				
11月	14日			○ 施策・基本事業の検討	
	26日		○ 合併後の 20 年の振り返り計画の体系検討		
12月	17日	住民自治協議会へ諮問（12/19～3/5） ・ ・ 24 団体提出		○ 施策・基本事業の検討	
	19日		○ 構想・計画のテーマ検討		

2025(令和7)年						
1月	23日		○	構想・計画のテーマ・施策・基本事業の検討		
2月	7日				○	構想・計画のテーマ・施策・基本事業の検討
	20日		○	構想・横断的な取組の検討		
3月	27日				○	将来像 横断的な取組 住民自治協議会からの答申
4月	18日		○	構想・計画のテーマ・施策・基本事業の検討		
5月	2日				○	中間案の検討
	23日	市議会議員全員協議会(パブリックコメント)				
	26日	中間案 ・パブリックコメント募集(5/26~6/30)				
6月						
7月	15日		○	最終案の検討		
	25日				○	最終案の検討
8月	6日		○	計画案の確認		
	7日					答 申
9月		市議会定例会月会議(議案)				

中 間 案

最 終 案

案

改正 平成20年3月26日条例第6号
 平成21年12月25日条例第37号
 平成22年3月30日条例第2号
 平成24年3月1日条例第5号
 平成25年3月14日条例第12号
 平成26年3月28日条例第3号
 平成27年3月30日条例第15号
 平成28年3月28日条例第1号
 令和3年3月15日条例第2号
 令和3年10月5日条例第19号
 令和7年3月26日条例第2号

伊賀市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し、必要な事項を調査審議するため、伊賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査し、及び審議して市長に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、審議事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、未来政策部未来政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(伊賀市行財政改革推進委員会条例の廃止)

2 伊賀市行財政改革推進委員会条例（平成19年伊賀市条例第36号）は、廃止する。

(伊賀市総合計画推進委員会条例の廃止)

3 伊賀市総合計画推進委員会条例（平成19年伊賀市条例第39号）は、廃止する。

(伊賀市自治基本条例推進会議条例の廃止)

4 伊賀市自治基本条例推進会議条例（平成24年伊賀市条例第38号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月28日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月5日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

区分	氏名	所属	備考
学識経験を有する者 (1号委員)	岩崎 恭彦	三重大学	会長
	久 隆浩	近畿大学	
	オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学	
	片桐 新之介	合同会社C. SSSコーポレーション	
	朴 恵淑	三重県地球温暖化防止活動推進センター	
市民からの公募による者 (2号委員)	奥井 公子	公募委員	
	成底 正好	公募委員	
	山本 いずみ	公募委員	
公共的団体等を代表する者 (3号委員)	高井 篤史	伊賀市消防団	
	奥西 利江	社会福祉法人 維雅幸育会	
	荒井 恵美子	男女共同参画ネットワーク会議	
	船見 くみ子	公益財団法人 伊賀市文化都市協会	
	市川 覚	伊賀市地域公共交通活性化再生協議会	
その他市長が必要と認める者 (4号委員)	加納 圭子		副会長

※敬称略

伊 総 政 第 8 1 号
2024（令和6）年8月5日

伊賀市総合計画審議会
会長 様

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市総合計画について（諮問）

伊賀市総合計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき、総合計画に関する事項について、貴審議会の意見を求めます。

2025(令和7)年8月7日

伊賀市長 稲森 稔尚 様

伊賀市総合計画審議会
会長 岩崎 恭彦

伊賀市総合計画について（答申）

2024(令和6)年8月5日付伊総政第81号で諮問のありました伊賀市総合計画について慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添の第3次伊賀市総合計画（案）を適当と認めましたので答申します。

なお、答申にあたり下記のとおり意見を付します。

記

部局横断的に取り組みを進めていくために、みんなのテーマを新たに設定したことを評価します。今後は、基本事業に加えて、みんなのテーマについても成果を測るための工夫をするよう期待します。

計画を進行管理していくうえで重要となる成果指標については、まず、ターゲット層を決めたうえで設定し、その達成に向けて効果的な進行管理を期待します。

外部評価の意見や策定過程で寄せられた意見等のうち、現時点で反映できていないもの、継続的な検討事項となったものについても、今後、施策を展開する過程で対応に努めるよう要請します。

総合計画に掲げためざす姿（将来像）を多くの市民と共有することで、協働、さらには共創の意識が高まると考えられるため、まちづくりに対する市民の共感と関心を高め、参画を促すよう努力してください。



第3次伊賀市総合計画

発 行：伊賀市

発行年月：2025(令和7)年9月

編 集：伊賀市未来政策部未来政策課

住 所：伊賀市四十九町 3184 番地

TEL:0595-22-9620

Email miraiseisaku@city.iga.lg.jp